第三十二号	六十万九千円
第三十三号	四十二万二千円
第三十七号	四十二万二千円
第四十号	六十万九千円
第五十一号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第八十号	六十万九千円
第九十号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　インストルメントパネルに係る試験　二十八万千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　二十八万千円
第九十三号	二十八万千円
第百一号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百九号	二十八万千円
第百十二号	二十八万千円
第百十三号	四十二万二千円
第百十七号	二十八万千円
第百十八号	二十八万千円
第百二十二号	二十八万千円
第百六十九号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百八十一号	三百十八万三千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十三号及び第十五号	七十九万六千円
第十三号、第十五号及び第百十二号	七十九万六千円

第三十号	六十万九千円
第三十一号	四十二万二千円
第三十五号	四十二万二千円
第三十八号	六十万九千円
第四十九号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第七十八号	六十万九千円
第八十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　インストルメントパネルに係る試験　二十八万千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　二十八万千円
第九十一号	二十八万千円
第九十九号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百七号	二十八万千円
第百十号	二十八万千円
第百十一号	四十二万二千円
第百十五号	二十八万千円
第百十六号	二十八万千円
第百二十号	二十八万千円
第百六十五号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十七号	三百十八万三千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号及び第十三号	七十九万六千円
第十一号、第十三号及び第百十号	七十九万六千円